

要請書

同志社生活協同組合 御中

反レイシズム情報センター（ARIC）関西
責任者名

2015年12月1日

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴団体が発行されました物件紹介冊子『同志社大生・同志社女子大生の住まいさがし2015』（以下、『住まいさがし』）は、物件紹介に際し、一律に、緑色の「留」という文字を使ったマーク（以下、「留」マーク）を用いています。私たちの調査では、『住まいさがし』で紹介されている物件443件のうち、およそ49%に当たる215件には「留」マークが付されていません。

「留」マークは『住まいさがし』2ページの「物件ページの見方」の解説ではつきりと「留学生可能」を示すという説明が付されています。したがって「留」マークのない物件は留学生が留学生であることのみを理由として入居拒否がなされている物件であると考えざるを得ません。

留学生であることのみを理由とする入居拒否は、言うまでもなく明白な入居差別であり、レイシズム（人種差別・民族差別）にあたります。現在日本ではいわゆるヘイトスピーチ（差別煽動表現）が大きな社会問題となっていますが、レイシズムは日本国が1995年に批准した人種差別撤廃条約第1条に規定されている「人種差別」に該当するのみならず、日本国憲法第14条に規定されている「法の下の平等」に反するものです。

「留」マークが「留学生入居可否」を表わすものである以上、貴団体は『住まいさがし』で入居差別物件であることを知りながらもこれを掲載したということになります。レイシズムを是正しない業者と提携し事業収入を得ること自体、当然許されないことであり、貴団体の社会的責任（CSR）も大きく問われるものです。

しかしそれ以上に深刻なのは、貴団体が「留」マークを公然と用いることで、留学生であることのみをもって入居可否を決めてよいとするレイシズムを、社会的に助長・煽動していることです。貴団体によるレイシズム助長・煽動は、嗤いながら「朝鮮人を殺せ」等と数十～数百名規模で叫ぶ異常なヘイトスピーチが京都を含む日本各地で頻発している排外主義状況を悪化させるでしょう。そして貴団体は同志社大学という、有名大学の生協であり、その大きな社会的影響力からしてもレイシズム助長・煽動は断じて許すことは出来

ません。

私たちは貴団体に下記の通り要請します。回答は書面で頂きたく存じます。回答期限は誠に勝手ながら 2015 年 12 月 15 日までとさせて頂きます。

記

私たち反レイシズム情報センター（ARIC）関西は貴団体に以下の通り要請いたします。

1. 「留学生入居可否」マークがレイシズムにあたることを公的に認めるとともに、今後留学生への住宅差別をしないでください。

- ・「留学生入居可否」表示がレイシズムに当たることを公的に認め、謝罪してください。
- ・今後原則としてレイシズムを行う家主や仲介業者とは取引を行わないでください。

2. レイシズムを許さない旨を公的に宣言してください。

・留学生はじめ人種・民族的マイノリティに対するレイシズムを生協として許さないと
いう立場を公に表明してください。

・貴団体の目的には「第 1 条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助
の精神に基づき、民主的運営により組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを
目的とする。」（定款）とあります。特にマイノリティの組合員の権利擁護については、
レイシズム被害にあった場合に生協が責任をもってサポートすることを表明してください。

・今後原則としてレイシズムを行う家主や仲介業者とは取引を行わない旨を宣言してく
ださい。

3. 「留学生入居可否」マークがどのような経緯でつくられ掲示されたのかなど、レイシズ
ム表示を行った原因を明らかにしてください。

具体的に以下のことについてお答えください。

- ・「留学生入居可否」マークがいつどのような理由からつくられたのか。
- ・個別物件の「留学生入居可否」の判断は、どのような情報に基づいているのか。
- ・その判断をする上で必要な情報は具体的にどのような方法で得られているのか。また
仲介業者・家主に対し具体的にどのような質問をしているのか。
- ・「留学生入居不可」がわかった物件に対して大学生協はレイシズムを是正するための働
きかけを行っているか。行っているとすれば具体的にどのようなことをしているのか。

4. 入居差別をなくすための積極的措置をとってください。

- ・家主や業者が行っている差別を許さず、なくしていくための積極的措置を求めます。

・また入居差別は正やマイノリティの組合員の権利擁護に際しては必要に応じて、大学当局をはじめ京都市・府、文科省・法務省その他 NGO などとの連携をとってください。

5. 留学生などマイノリティがレイシズム被害にあったとき、その権利侵害を回復するための情報を積極的に紹介してください。

・現状では『住まいさがし』はじめ物件紹介冊子・掲示物にはマイノリティが差別に遭った場合にどうしたらよいかを示す情報が皆無です。したがって留学生などマイノリティが差別にあった際、どうすればいいかわからず、事実上「泣き寝入り」する人が多いと思われます。

・そのため積極的な対案として『住まいさがし』はじめ物件紹介冊子・掲示物に、「もしも差別に遭ったら」（仮）のページ・欄などを設け、不当な入居差別に遭ったマイノリティの組合員が自らの権利を回復する方法を明記することを提案します。具体的には人権相談窓口（NGO・弁護士会・大学・法務省）や国際条約・国内法・大学の権利規定や手続きを明記してください。

6. 再発防止のための職員の人権研修を実施してください。

・同様の問題が再び起こらないよう、担当部局・職員の人権研修を実施することを求めます。

以上

ご回答につきましては、以下にご連絡下さるようお願い致します。

反レイシズム情報センター（ARIC）関西
責任者名
責任者連絡先

敬具